

平成26年度第1回（第25回） 外務省契約監視委員会
議事概要

開催日及び場所	平成26年4月22日（火） 於：外務省202号会議室		
委員	委員長 中里 実 委員 中谷 和弘、三笥 裕、宮本 和之、門伝 明子		
抽出案件	(備考) 審査対象： 平成25年度第3四半期		
一般競争方式（政府調達に関する協定適用対象）			1/3 件
一般競争方式（上記以外）			3/40 件
指名競争方式			0/6 件
企画競争に基づく随意契約方式			2/39 件
公募に基づく随意契約方式			0/1 件
その他の随意契約方式			4/59 件
合計	148 件		
	意見・質問	回答	
委員からの意見・質問、それに対する外務省の回答等	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし		
その他	当省会計課長及び同課調達官より、「平成26年度外務省調達改善計画」の策定に向けた骨子の説明を行った。 なお、委員よりは、①透明性の確保、②節減効果と事務コストを勘案した効率性、③品質と価格のバランス等に係る言及があり、右を踏まえた「平成26年度外務省調達改善計画」の策定につき、委員より了解を得られた。		

別紙

委 員	外 務 省
<p>1. 物品・役務等の契約（総括表） （特段の意見等なし）</p> <p>2. 指名停止等の運用状況 （特段の意見等なし）</p> <p>3. 再度入札における一位不働状況 （特段の意見等なし）</p> <p>4. 低入札価格調査制度調査対象の発生状況 （特段の意見等なし）</p> <p>5. 抽出案件の審議</p> <p>①-2「ソフトウェア一式の賃貸借及び保守」 業務委嘱（一般競争入札：政府調達）</p> <p>○ソフトウェアのインストール作業については別の契約となっているのか。</p> <p>○「光学ディスクライティングソフト」の使用用途等如何。</p> <p>○障害・保守対応に係るものとして別途費用が生じるのか。また、障害・保守は、今次調達のソフトウェア全てに対応するものであるのか。</p> <p>②-2 2 乗用自動車交換購入業務一式（一般競争入札）</p> <p>○他の事業者による応札が得られなかった理由如何。</p>	<p>●インストール作業については本契約には含まれておらず、別途パソコン本体の調達を行った契約に含まれている。なお、インストール作業のみでの契約は存在しない。</p> <p>●DVDやCD等データ書き込みが可能な光ディスクに書き込みを行うためのソフトであり、今次調達においては電子政府推奨暗号による暗号化書き込みが可能なものを調達した。</p> <p>●障害・保守対応に係る費用については賃貸借及び保守料金に全て含まれており、また、今次調達のソフトウェア全てに対応する障害・保守である。</p> <p>●事業者が異なる複数車種を念頭に調達を行ったものの、排気量が大きな車種となってしまう価格面で他者に対抗することが困難である</p>

委 員	外 務 省
<p>○仕様書においてはアフターサービス等に係るサービス拠点についても規定されているが、購入は他県の事業者にて行い、アフターサービス等は至近の事業者にて行うことでも良いのではないか。</p> <p>②-24 「ハーグ条約室の移転等に伴う什器類一式」の購入（一般競争入札）</p> <p>○物品を調達する場合において、購入をするのか、リースまたはレンタルをするのかの判断基準はどのようなところにあるのか。また、購入後の物品管理はどのような形で行っているのか。</p> <p>○仕様書における機器一覧表上で、調達物品を製造事業者名や品番等も含まれた具体的なものとした理由如何。</p> <p>②-28 「特定歴史公文書等簿冊管理システム用二次元コードラベルの作成及び貼付作業」業務委嘱（一般競争入札）</p> <p>○次回以降同様の業務委嘱を行う場合において、今回と同一の事業者とする必要性は生じるのか。</p> <p>④-13 「平和構築人材育成事業」業務委嘱（企画競争）</p> <p>○行政事業レビューの場において、過去における同様の業務委嘱において再委託が行われており、事業者と再委託先との関係が不透明で</p>	<p>等の理由により応札が得られなかったものである。</p> <p>●信頼性の観点から、通常は購入元の事業者にあつターサービス等についても依頼しており、購入とアフターサービス等に係る事業者を別の者とはしていない。</p> <p>●物品を使用する期間が長期の常時使用であれば購入、短期の臨時使用であればレンタルとする等、当該物品の耐用年数を考慮の上、判断の指標としている。なお、省内の物品は物品供用簿にて一括した管理を行っている</p> <p>●仕様書への記載は参考銘柄として例示したものに過ぎず、同等の品であれば参考銘柄以外の品でも差し支えない。</p> <p>●特定歴史公文書等を取り扱うという業務内容に鑑み、歴史的資料の取り扱いに関する専門知識を有する学芸員または貴重書のラベル貼付作業に習熟した司書の有資格者のみがラベル貼付作業に従事すること等の要件が確保されるのであれば、他の事業者であっても差し支えない。</p> <p>●今次契約においては、過去における同様の業務委嘱とは異なり、再委託は行われておらず、再委託に係る問題は解消されている。</p>

委 員	外 務 省
<p>あるとの指摘があったと承知しているが、その後の状況等如何。</p> <p>○研修員に対しては、給与等が支給されているのか。</p> <p>○本研修における講義内容は公開されているのか。</p> <p>○本事業に限ったことではないが、受け皿となり得る事業者が1者に限られる特殊な案件においては、同者が契約を望まない場合等不確定要因の発生に向けた対応が必要なのではないか。</p> <p>○本事業の実施により国際機関における邦人職員数の増加に繋がったのか。また、アジア各国よりの研修員については、その後、我が国との繋がりはどのようなものとなっているのか。</p>	<p>●邦人研修員については参加費を徴収しており給与等は支給されていない。他方、アジア各国よりの研修員については渡航費等が支給されているものの、給与は支給されていない。</p> <p>●本研修においては様々な講師による幅広い分野についての講義がなされており、講義内容については事業報告冊子等にて広く公開されている。</p> <p>●事業内容によってはやむを得ない部分もあるが、不確定要因の発生に向けた対応には常に課題を感じており、幅広い議論により解決方法を模索していきたい。</p> <p>●邦人研修員の国際機関を含めた全体の就職率は8割を超えているものの、全体数が少ないこともあり、国際機関等における我が国としての存在感が目に見える形で直ちに向上したとまでは言えない状況である。なお、アジア各国よりの研修員についてもその後の状況を把握しており、在外公館による情報提供及び人脈形成等にて同人材を活用している。</p>
<p>④-39 「領事業務情報システムにおける個別システム（査証事務支援システム）の設計・開発」業務委嘱（企画競争）</p> <p>○関連システムの開発事業者と今次業務に係る委嘱先事業者とは同一の者であるのか。</p> <p>○今後の開発における新たな業務委嘱を行う場合において、今回と同一の事業者または関連システムの開発事業者以外の者が参入できないという状況とはなり得ないのか。</p> <p>○他の事業者による応募が得られなかった理由</p>	<p>●関連システムの開発事業者とは異なる事業者への業務委嘱である。</p> <p>●それぞれのシステムが異なる事業者によるものとなった場合においても、接続部分の作り込みで支障が出ることはないよう分割発注しているため、他の事業者が参入できないという状況とはなり得ない。</p> <p>●査証に関連した業務に経験を有する事業者は</p>

委 員	外 務 省
<p>如何。</p> <p>⑥-2「新統合Web環境構築・運用等支援にかかるプロジェクト・マネジメント」業務委嘱（随意契約）</p> <p>○高額の契約とすればするほど，さらに最適化する性質のものであるのか。また，必要な作業内容に係る判断理由如何。</p> <p>⑥-22「在ホーチミン日本国総領事館施設新営工事に係る瑕疵検査協力」業務委嘱（随意契約）</p> <p>○瑕疵検査の結果はどのようなものであったのか。</p> <p>○本件検査は法律で定められたものであるのか。また，他の施設に係る新営工事においても同様の検査を実施しているのか。</p> <p>○本件業務の委嘱先は，第三者であった方がより効果的であったのではないのか。</p> <p>○本件業務の履行期限が瑕疵担保期間終了後となっている理由如何。また，新営工事請負事業者への通知はどの時点までに行う必要がある</p>	<p>限られていることから，新規参入を希望する事業者は一定のリスク発生を想定した見積りとせざるを得ず，価格面で他者に対抗することが困難である等の理由により応募が得られなかったものである。</p> <p>●単価設定が高額な分野であることから，作業内容の絞り込みを行った上で，最低限必要な作業に係る業務委嘱を行っているものである。なお，作業内容の絞り込み及び同作業に係る適正な相場の算出については，CIO（情報化統括責任者）補佐官等専門的な知識と経験を有する者の助言を受けて行っている。</p> <p>●不具合が指摘され，瑕疵と認められる事案については新営工事請負事業者に対し修補等を申し入れ，その後のフォローアップについても行っている。</p> <p>●本件検査については法律で定められたものではなく，新営工事に係る請負契約上の瑕疵担保の規定に基づき行っているものである。なお，他の施設に係る新営工事においても予算要求の上，同様に検査を実施している。</p> <p>●本件業務委嘱先は，新営工事請負事業者とは異なる工事監理協力業務の担当事業者であり，第三者としての立場を有している。</p> <p>●現地での検査は瑕疵担保期間内に終了するものとなっており，残りの期間は報告書作成等に充当されるものである。なお，瑕疵の通知</p>

委 員	外 務 省
<p>るのか。</p> <p>⑥-30「会計手続きシステム改修（Windows 7 対応等）」業務委嘱（随意契約）</p> <p>○本件業務委嘱には，Windows 7 化対応とデータ作成機能の追加という2つの作業が含まれているとの理解で良いのか。</p> <p>⑥-51文化無償資金協力フォローアップ事業「エルサルバドル国サンサルバドル市国立劇場及びサンミゲル市フランシスコ・ガビディア国立劇場に対する音響及び照明機材」業務委嘱（随意契約）</p> <p>○今次業務に係る委嘱先事業者は，過去に機材の不具合が発生した際の事業者と同一の事業者であるのか。</p> <p>○確認調査を行った結果，不具合が生じていた場合については，別途業務委嘱を行うものであるのか，もしくは，本件業務委嘱にはフォローアップまでが含まれているのか。</p>	<p>や損害賠償の請求は瑕疵担保期間内に行う必要があり，本件についても同期間内にこれを行っている。また，新営工事請負事業者による修補等については，同期間内に完了しなくとも問題は生じない。</p> <p>●本件業務委嘱は，Windows 7 化対応とデータ作成機能の追加という2つの作業に係る業務委嘱である。</p> <p>●今次業務に係る委嘱先事業者は，過去に機材の不具合が発生した際の事業者とは異なる事業者であり，両案件の事前調査及び機材仕様設計，並びに入札補助業務を実施した事業者である。</p> <p>●本件業務委嘱には，生じていた不具合に対する助言までが含まれているものの，その後のフォローアップまでは含まれていない。なお，今次対応案件については大規模なフォローアップが想定されるような不具合は生じていない。</p>